

出生届

令和 年 月 日届出

長 殿

受 理 令和 年 月 日	発 送 令和 年 月 日					
第 号	長 印					
送 付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(1) 生 (2) ま (3) れ (4) た (5) 子	子 の 氏 名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	氏	名	父母と の 続き柄	☐ 嫡 出 子 ☐ 嫡出でない子	(☐ 男 ☐ 女)
	生まれたとき	令和 年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分		
	生まれたところ	番地 番 号				
	住 所 (住民登録を するところ)	番地 番 号				
(6) 本 (7) 籍 (8) (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれた ときの年齢)	父	母			
	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
(9) 父 (10) 母 (11) の (12) 父 (13) と (14) 母 (15) の	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
	父 母 の 職 業	父の職業	母の職業			
(16) 届 (17) 出 (18) 人	住 所 (4)欄に同じ	番地 番 号				
	本 籍 (6)欄に同じ	番地 番	筆頭者の氏名	(6)欄に同じ		
	署 名	印 年 月 日生				
	署 名	印 年 月 日生				

事 件 簿 番 号		☐ 本籍地確認済 ☐ 住所確認済	連 絡 先	電話 () 自宅・携帯・勤務先 []
父母婚姻日 平成・令和 年 月 日				

昼間連絡のとれる番号をご記入ください。

記入の注意

鉛筆や消せるボールペンなど消えやすいインクで書かないでください。
文字は、略さず正確に書いてください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

◎母子健康手帳と届出人の印をご持参ください。
◎署名は必ず本人が自署してください。
◎スタンプ印は使用しないでください。

出生証明書

記入の注意

子 の 氏 名		男女 の別	1 男 2 女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 午後	時 分
出 生 し た と ころ 及 び そ の 種 別	出生したところの種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他	
	出生したところ (出生したところ の種別1～3)	番地 番 号	
	施設の名称		
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)		
母 の 氏 名		妊娠 週数	満 週 日
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎	
1 医 師 2 助 産 師 3 そ の 他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名)	印	

夜の12時は「午前0時」、
昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくれず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

無戸籍 法務省